

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。  
本法は2017年10月11日付「ネイトラーリヌィ・トルクメニスタン」紙  
第276~277号掲載の露文資料に基づく。

## トルクメニスタン自由経済区法\*

(2019年10月5日付トルクメニスタン法による改定版)

\*トルクメニスタン国家語からの翻訳

本法は、トルクメニスタン国内における自由経済区の設置、運営および廃止の法的、組織的および経済的な基本事項を定めたものである。

### 第I章 総則

#### 第1条 基本概念

本法においては以下の基本概念を用いる。

1) 自由経済区 — 行政的境界線が明確に定められた特別な領域であって、その内部において自由経済区入居者に対する特別な法制度が定められている

2) 特別な法制度 — 税制、外貨および通関に係わる優遇の手順および条件、自然人の入域、滞  
在および出域、労働関係ならびに金融貸付事業に関する簡略化手順、ならびに自由経済区設置目的  
の達成を目指すその他の条件のそれぞれを定めている法的基準の総体

3) 自由経済区の域内における事業の運営ならびに土地および（または）国有財産の賃貸借に関  
する契約（以下、契約） — 自由経済区の域内において投資活動および企業活動を運営するにあつ  
ての条件について一通の文書を作成し、これに自由経済区委員会および自由経済区入居者が署名を  
行うことによって書面として締結されることになる協定であって、両者の権利、義務および責任を  
定めているもの

4) 委員会 — 自由経済区の運営管理の任務を遂行する執行機関

*(第1条第5号は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により失効)*

6) 規制機関 — 税関組織、出入国管理機関、税務機関および自由経済区における特別な法制度  
の機能を保障するその他の行政機関

7) テクノパーク — 研究機関、設計開発機関、教育機関、生産企業またはそれらの下部組織を

集結させたものであって、高度な専門家を結集させ、然るべき生産・実験・情報基盤を整備することによって科学技術およびテクノロジーの開発およびそれらの成果の実用化を加速することを目的として設置されるもの

8) テクノポリス — 高度技術製品の開発およびその生産の導入・整備を行う地域的な拠点であって、イノベーションプロセスの活発化および加速化ならびに機械設備およびテクノロジー上の新機軸の迅速かつ効率的な実用化への支援を目的とした生産、研究および教育の統合原則に則って設置されるもの

9) 観光レクリエーション型自由経済区 — 療養・健康増進・観光サービスを提供する国際的な（地域）拠点であって、保養地、レクリエーションゾーン、療養・健康増進エリアおよび自然保護区を基盤とし、それらのポテンシャルの拡大を目指して設置されるもの

10) オフショア銀行 — 非居住者のために外貨建て業務を行うオフショアゾーンに登録される銀行、その関係機関、関連銀行および個別の下部組織であって独立した法人ではないもの

11) 産業パーク — 生産企業およびその他の企業が集結した特別な領域であって、その内部でこれらの企業が共通の事業を行い（専門別産業パーク）、ならびに（または）統一的な工学インフラ、すなわち、電力供給、ガス供給、灌漑、上下水道、通信網、警報および保安警備を行うインフラを利用するもの（インフラ産業パーク）。

## 第2条 自由経済区に関するトルクメニスタンの法令

1. 自由経済区に関するトルクメニスタンの法令はトルクメニスタン憲法に立脚するものであり、本法およびその他のトルクメニスタンの法規文書から構成される。

2. トルクメニスタンの法令が本法とは異なる規則を定めている場合は、本法の規則を適用する。

## 第3条 本法の効力の範囲

本法の効力は、その施行後に生じる法的な諸関係に対して適用する。

特別な法制度は、自由経済区入居者が自由経済区の域内で行う事業に対してのみ適用する。

## 第4条 自由経済区の設置の目的

トルクメニスタンにおける自由経済区の設置は、以下の目的をもってこれを行う。

- 1) 特定の地域および領域におけるインフラの新規構築、ならびに既存のインフラの拡充
- 2) 企業活動の効率の向上
- 3) 投資（外国投資を含む）および先進技術・テクノロジーの誘致、輸入代替の推進、ならびに市

場経済原則にかなった新しい経済管理手法の採用をおのおのの地域のレベルにおいて行うこと

- 4) 現代的マネージメントの推進および統一的サービスシステム（「ワン・ウィンドウ」）の導入
- 5) 国際市場において競争力を有する商品（役務およびサービス）の生産、新規雇用の創出、および対外経済活動の推進
- 6) 商品（役務およびサービス）の輸出から得られる外貨収入の拡大
- 7) 我が国の経済社会発展レベルの向上。

### **第5条 自由経済区のタイプ**

1. トルクメニスタン国内においては、以下の機能タイプ別の自由経済区を設置することができる。

- 1) 自由商業区および輸出区を含む、商業型自由経済区。
- 2) 輸出入区および産業パークを含む、工業生産型自由経済区。
- 3) テクノパークおよびテクノポリスを含む、技術導入型自由経済区。
- 4) 金融貸付、銀行、観光レクリエーション、情報およびその他の分野のサービスの提供に特化した、サービス型自由経済区。
- 5) 港湾区を含む、輸送ロジスティクス型自由経済区。
- 6) 農工型自由経済区。
- 7) 各種タイプの機能を併せ持つ複合型自由経済区。

本項に掲げる以外のタイプの自由経済区の設置は、本法に然るべき増補を行うことによってこれを実施することができる。

2. 自由経済区の機能タイプは、自由経済区設置の具体的な目的および投資事業の方向性によって、その域内で実施または予定される企業活動の種類にしたがってこれを決定する。

### **第6条 自由経済区における事業の種類**

1. 自由経済区入居者は、自由経済区の設置に関する決定および契約が定める種類の事業を、自由経済区の域内において実施することができる。

自由経済区入居者は、ライセンスを取得することなく自由経済区の域内において事業を行うこと

ができる。その際、自由経済区入居者には、トルクメニスタンの法令が定めるライセンスに関する要求事項および条件を遵守することが義務付けられる。

2. 自由経済区入居者でない者は、トルクメニスタンの法令にしたがい、当該の自由経済区の域内において企業活動を実施することができるが、特別な法制度の適用は受けない。

3. 自由経済区の域内においては、以下を行うことは許されない。

1) 自由経済区入居者による地下資源の利用、ならびに契約の条件に含まれないその他のあらゆる活動

2) 炭化水素資源の採掘および加工

3) オゾン層破壊物質、放射性物質、化学物質、中毒性物質、爆発物、毒物、麻薬および向精神薬、前駆物質、ならびに生物学および遺伝学的な活性物質の製造、ならびにそれらの売買

4) 環境に対して危険な物質の製造、ならびに環境に対して危険な製造業およびそうした施設の立地

5) オフショア銀行の設置および運営

## 第7条 自由経済区の設置の条件

1. 自由経済区の設置は、観光レクリエーション型自由経済区の場合をのぞき、単独の地域行政単位の領域内においてこれを行う。

自由経済区の域内に何らかの地域行政単位の領域の全体が含まれていてはならない。

2. 自由経済区の設置は、予備国有地または国家が所有権を有するその他の土地においてのみこれを行うことができる。

自由経済区となる土地は、その設置の時点において、市民および法人が占有および（または）利用している土地であってはならない。ただし、当該の自由経済区の運営に必要とされる物件（工学インフラ、輸送インフラ、教育および（または）研究機関、倉庫その他）の立地および利用のために提供された土地、ならびにそのような物件がすでに立地している土地についてはこのかぎりではない。

3. 自由経済区を設置する土地については、これを無償で利用する権利が、土地に関するトルクメニスタンの法令が定める手順にしたがって、自由経済区の運営期間を通じて委員会に提供され、そののち自由経済区入居者に賃貸される。

4. 自由経済区の境界線の内側にある土地に所在する国有の不動産であって、自由経済区を運営するために必要とされるものについては、トルクメニスタンの法令が定める手順にしたがって委員

会に引き渡される。

(第7条第4項は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により改定)

5. 自由経済区の新規設置に関する提案書には以下の文書を添付する。

(第7条第5項は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により改定)

- 1) 自由経済区の領域の平面図およびその境界線についての記述
- 2) 自由経済区の境界線の確定に関する地方行政機関の決定の草案
- 3) 自由経済区の設置に関する決定の草案
- 4) 自由経済区に関する規程の草案

5) 自由経済区設置の合理性に関する事業化調査書。ここには、自由経済区の運営における社会・環境・経済的条件、ならびに物的資源、労働力および通信手段の確保の可能性に関する分析、ならびに自由経済区の設置によって生じると予想される社会的・経済的効果および影響に関する事前評価も含まれる。

6) 自由経済区計画書。ここでは、自由経済区の域内において短期的および長期的に許可される事業および予定されるプロジェクトの種類、それらの実施のための財源および実施期間も示される。

7) 自由経済区の設定に関する提案の根拠となるその他の文書。

## 第8条 自由経済区入居者

1. 自由経済区入居者となることができるのは以下の者である。

- 1) 所有形態および組織的・法的形態の別を問わないトルクメニスタンの法人
- 2) 自由経済区の域内における自らの事業を支店および駐在事務所を介して行う外国の法人
- 3) 法人を設立せずに企業活動に従事する自然人、すなわち個人事業主。

2. 本条第1項に掲げる者は、委員会が契約に基づいて自由経済区入居者登録簿に然るべき記載を行ったのちに自由経済区入居者と認められ、自由経済区入居者たる地位を与えられる。

委員会は、自由経済区入居者との間の契約に署名を行ってから5営業日以内に、当該の入居者に対して登録証明書を交付する。

自由経済区入居者たる地位の取得を希望する者（外国法人の支店および駐在事務所）がトルクメニスタンの統一国家法人登記簿に登録されていない場合、委員会は、その者の書面による申し立て（申請書）に基づき、法人国家登記機関に請願書を送付することによってこれに対する協力を行う。

法人国家登記機関は、何らかの追加許可ならびに他の国家機関および委員会との間の合意なしに、上の者をしかるべく登記し、さらにトルクメニスタン統一国家法人登記簿への記載を行う。

自由経済区入居者が正当な理由なく国家登記を拒否された場合には、これに対して裁判所への異議申し立てを行うことができる。

3. 法人国家登記機関は、委員会の書面による申し立てに基づき、10営業日以内に、自由経済区入居者登録証明書および国家登記の実施のために定められている文書のこの者による提示を根拠として、自由経済区入居者である外国法人の支店および駐在事務所の国家登記を行う。

4. 委員会は、自由経済区入居者が登録された日または自由経済区の域内における自由経済区入居者の事業が停止された日から5営業日以内に、自由経済区の域内で活動する規制機関の支部に対して、相応の決定が採択された旨を立証する文書の写しを、添付レターとともに送付する。

5. 自由経済区入居者たる地位のはく奪は、本法が定める場合に、司法手順によってのみこれを行うことができる。

6. 自由経済区の域外に所在する自由経済区入居者の支店および駐在事務所には、自由経済区における特別な法制度を適用しない。ただし、これらの組織の活動が契約の範囲内でのみ実施されている場合はこのかぎりではない。

7. 自由経済区入居者に対する特別な法制度は、トルクメニスタンの法人および外国の法人に対して平等に適用される。

8. 自由経済区入居者には、トルクメニスタンの法規文書が定め、かつ契約に記載される金額の設備投資を実施することが義務付けられる。

自由経済区における事業の実施に対して要求される設備投資の最低金額は、自由経済区のタイプごとに個別に決定する。

## 第II章 自由経済区の設置および廃止

### 第9条 自由経済区の設置

1. 自由経済区の設置に関する決定は、トルクメニスタン大統領がトルクメニスタン閣僚会議の提案に基づいてこれを行う。

2. 自由経済区の設置に関する決定において以下の事項を定める。

1) 自由経済区の領域および面積

2) 自由経済区の設置期間

- 3) 自由経済区において許可される事業の種類
- 4) 自由経済区の工学インフラ、輸送インフラおよび社会インフラの構築の規模、期限および財源
- 5) 自由経済区およびその隣接地域の領域整備ならびに相応の物的および技術的装備の計画。ここでは、設置する自由経済区の明確な境界線および資金調達条件も示される。
- 6) 自由経済区における特別な法制度
- 7) 自由経済区の運営の目的に照らしてその管理権を委員会に引き渡す必要がある国有財産の構成および引き渡しの手順
- 8) 契約における特定の条件の設定。たとえば自由経済区入居者の初期投資最低額を設定することができる。
- 9) 自由経済区が廃止されたのちのインフラの占有、利用および処分の手順
- 10) 自由経済区の設置および運営に必要なその他の規程および条件。

自由経済区に関する規程もまた、自由経済区の設定に関する決定により承認される。

3. 自由経済区の設置期間は40年を超えないものとする。この期間の延長は、自由経済区の活動がトルクメニスタンの国民経済の利益にかなっており、かつ当該の自由経済区の設置目的にも適合している場合にこれを行うことができる。

自由経済区運営期限の延長に関する決定は、所定の期限が満了する2年前までにトルクメニスタン大統領がこれを行う。

## 第10条 自由経済区の廃止

1. 自由経済区は、これを設置した際に定められた期限が満了した時点で廃止される。ただし、本法第9条第3項第2段に定める場合はこのかぎりではない。
2. 自由経済区の期限前の廃止は、以下の場合にのみこれを行うことができる。
  - 1) 憲法体制の根幹の保護、ならびに国際法の一般原則に則って判断した国家の防衛能力および安全保障確保の必要がこれを求める場合
  - 2) 自由経済区の設置から2年の間に一件も契約が締結されなかったか、または先に締結された契約が本法第24条第2項に掲げる事由によってことごとく停止された場合。
3. 自由経済区の期限前の廃止に関する決定は、その設置に対して本法が定めるものと同じ手順

に則ってこれを行う。

### **第11条 自由経済区の設置、維持および発展のための資金調達**

1. 自由経済区は独自の予算を有する。この予算は、委員会の管理下にある土地、建物および構築物の賃貸料収入、各種サービスの提供料、ならびに本法および当該自由経済区の設定に関する決定が定めるその他の収入から構築される。

2. 自由経済区の設置段階においては、その独自の予算は、外部から誘致した資金、投資基金、目的別基金およびその他の基金、ならびにトルクメニスタンの法令が禁じていないその他の金融手段から形成される。

自由経済区の設置段階において当該自由経済区を運営するための資金調達は、トルクメニスタンの国家予算からの支出によって行う。

3. 自由経済区の維持および発展のための資金調達は、生産インフラ、輸送インフラおよびその他のインフラに関連するものを含めて、自由経済区の独自の予算およびその他の資金を財源としてこれを行う。

自由経済区の境界線までのガス、電気、上下水道、通信および道路のシステムの延長は、トルクメニスタン国家予算および相応の産業部門の資金、ならびに外部から誘致した資金によってこれを行う。

*(第11条第3項は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により改定)*

4. 委員会は、おのおのの自由経済区ごとにその予算の会計処理を別個に行う。その際、ある自由経済区の資金を別の自由経済区の設置および運営のための費用を支弁するために用いることはできない。

## **第III章 自由経済区の管理**

### **第12条 自由経済区に係わる国家政策**

自由経済区に係わる国家政策の形成および実行は、トルクメニスタン閣僚会議およびトルクメニスタン財務・経済省（後者は以下、管轄機関）がこれを行う。

*(第12条は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により改定)*

### **第13条 トルクメニスタン閣僚会議の権限**

トルクメニスタン閣僚会議は以下の事項を行う。

- 1) トルクメニスタンにおける自由経済区に係わる統一的な国家政策を定める。
- 2) 自由経済区の設置に関する提案をトルクメニスタン大統領に提出してその承認を求める。



3) 自由経済区の設置および発展に関する国家プログラムを承認する。

*(第13条第4号は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により失効)*

5) 自由経済区の設置目的を達成するためのその他の任務を遂行する。

#### **第14条 管轄機関の権限および権利**

1. 管轄機関は以下を行う。

1) トルクメニスタンにおける自由経済区に係わる統一的な国家政策を実行する。

2) 自由経済区の発展および改善の見通しを判定する。

3) 以下を作成し、これをトルクメニスタン閣僚会議に提出する。

a) 自由経済区の設置および発展に関する国家プログラム

b) 自由経済区の設置に関する提案書、その事業化調査書、自由経済区の領域の確定（自由経済区の機能タイプの変更）または自由経済区の廃止に関する提案書

4) 自由経済区の運営の調整および自由経済区の全般的な管理を行う。

*(第14条第1項第4号は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により改定)*

5) 自らの権限の範囲内で自由経済区に係わるトルクメニスタンの法規文書の作成および承認を行う。

6) 自由経済区に係わる人材の育成および再教育を行う。

7) 規制機関およびその他の行政機関の活動の調整、ならびに自由経済区の設置および運営の諸問題に関する委員会との連携の手順の制定を行う。

8) 自由経済区に係わる国際協力を実施する。

9) 委員会の設立人となる。その改組および廃止を行う。

10) 年に1回以上の頻度で、トルクメニスタン閣僚会議に対して自由経済区の活動に関する情報の連絡を行い、さらに、自由経済区の域内における投資活動および企業活動の活性化を目的として、自由経済区における特別な法制度の変更、投資環境の向上および投資プロセスへの協力、ならびに投資リスクおよび行政障壁の軽減に関する提案書を提出する。

11) 以下の文書を承認する。

a) 契約書のひな型。ここにおいて、契約の変更およびその期限前停止を含む停止の手順および条件、当事者の権利、義務および責任、ならびにその他の重要な条件を定める。

b) 自由経済区の域内で実施することが提案されている投資プロジェクトのビジネスプランであって契約締結申請書に添付されるものの書式、ならびに契約の専門的評価の判定基準

c) 自由経済区入居者の登録および自由経済区入居者登録簿の管理の手順、ならびに自由経済区入居者証明書の書式

12) 自由経済区の領域整備を用途として拠出された投資基金、目的別基金およびその他の基金の資金の使用状況の監視を行う。

13) トルクメニスタンの法令に基づくその他の権限を行使する。

2. 管轄機関は以下を行うことができる。

1) 然るべき省庁ならびに国家監視および監督を行うその他の国家機関を、自由経済区入居者に対する査察の実施のために招来する。

2) 然るべき国家機関（組織）に対して、自由経済区入居者の各種プロジェクトの効率およびトルクメニスタンの法令の要求事項への適合性を判定するために、当該プロジェクトに対する無償の監査を実施することを要請する。

3. 管轄機関がその権限の範囲内で行った自由経済区に関する決定は、すべての法人および自然人にこれを履行することが義務付けられる。

## 第15条 委員会の権限

1. 委員会は国営企業であり、管轄機関がこれを設立する。

委員会は法人であり、自由経済区入居者としての地位を有する。

2. 委員会は以下を行う。

1) 自由経済区発展プログラムを実行する。

2) 自由経済区の全一性および効率的な運営を保障し、さらに、自由経済区のインフラの発展に対して国内外からの投資およびその他の資金を誘致するために必要な条件を整備する。

3) 工学、生産、輸送およびその他の分野の自由経済区のインフラの構築に係わる役務の発注者となる。

4) 自由経済区入居者との間で契約を締結する。

5) 自由経済区入居者の登録および自由経済区入居者登録簿の管理を行う。

6) 国家機関および地方自治機関に対して自由経済区入居者の利益を代表する。

7) 自由経済区の範囲とされた土地および自由経済区の域内にある国有の不動産を自由経済区入居者に賃貸する。

8) 自由経済区入居者からの書面による要請、または管轄機関、規制機関、法執行機関もしくは監視機関からの照会に応じて、自由経済区入居者登録簿の抄本を提出する。

9) 自由経済区の会計報告書、統計報告書およびその他の報告書、ならびにその活動結果に関する情報を、管轄機関が定めた期限までに管轄機関に提出する。

10) 自らの任務の遂行に必要な情報につき、管轄機関、規制機関およびその他の行政機関に対して照会を行う。

11) 自由経済区入居者が、契約に基づく義務ならびにその他の本法およびその他の自由経済区に関するトルクメニスタンの法規文書を履行しているか否かについての監視を行う。

12) 自由経済区における特別な法制度の遵守状況の監視を行い、かつ、その変更に関する提案を管轄機関に対して行う。

13) 自由経済区のインフラの建設、改造、修理および維持の質に対する監視を行う。

14) 印刷媒体によるマスメディアまたは委員会のインターネットサイト上において、自由経済区に関する情報を公開する。ここには、自由経済区の域内にあってまだ入居者に賃貸されずに残っている土地および国有財産に関する情報を国家語および外国語で伝えるものも含まれる。

15) 自由経済区入居者の申請書に基づいて、域内での就労を希望する外国市民および無国籍者、ならびにそれらの者の交通手段をトルクメニスタンに入国させるためのインビテーションを用意する。

16) 外部から誘致した資金または投資基金、目的別基金およびその他の基金を財源として行う自由経済区の領域のレイアウト、ならびに工学、社会およびその他の分野のインフラの構築に関する文書一式の作成業務の発注者となる。さらに、これらの文書の鑑査が実施されることを保障する。

17) 自由経済区の域内にある国有の動産および不動産の管理を行う。

18) 自由経済区の運営および発展に必要な企業を設立するか、またはそれらの設立に参加する。

19) 自由経済区の域内における規制機関、法執行機関および監視機関の業務に協力する。

20) 本法および自由経済区の設立に関する決定が定める範囲内におけるその他の権限を行使する。

3. 委員会は、自由経済区の域内にある国有の不動産を効率的に管理することを目的として、専門の管理会社、企業および代理店を競争方式によって招来することができる。

4. 委員会の統率はその議長が行う。議長の任免は管轄機関が行う。

(第15条第4項は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により改定)

5. 委員会がその権限の範囲内で下した決定は、これを履行することが、自由経済区入居者および自由経済区の域内で企業活動を行うその他の者に義務付けられる。

#### **第16条 自由経済区の域内における国家機関および地方自治機関の活動**

1. 国家機関および地方自治機関は、自由経済区の域内において自らの憲法上の権限を最大限行使する。

2. 自由経済区の設置に関する決定においては、トルクメニスタンの法令にしたがって、上記以外の地方自治機関の権限を定めることができる。

#### **第17条 自由経済区の域内における法執行機関および監視機関の活動**

1. 法執行機関および監視機関は、トルクメニスタンの法令の定める手順にしたがって自由経済区入居者の活動に対する国家監視を行う。

2. 自由経済区入居者の活動に対する国家監視は、本条の規定を考慮に入れたうえで、定例総合査察および監視手順による査察の形でこれを行う。

3. 定例総合査察は3年に1回以上の頻度で行う。

4. 発見された逸脱事項を自由経済区入居者が監視手順による査察の実施までに取り除かなかった場合は、自由経済区の域内における当該入居者の事業を停止することを求める委員会の申し立てに基づいてなされた法的効力ある裁判所の決定を根拠として、この者から自由経済区入居者たる地位をはく奪することができる。

5. 法執行機関および監視機関による定例総合査察の実施にあたり、自由経済区入居者は以下を行うことができる。

1) 国家監視の実施にあたってこれに立ち会う。査察対象に関する諸問題について説明を行う。

2) トルクメニスタンの法令が提供を定めている情報を受け取る。

3) 国家監視の実施結果について説明を受ける。当該の結果の周知確認書に、そうした結果、ならびに監視機関の職員の個々の作為に対する同意もしくは不同意を記載し、自らのコメント文書を添付する。

4) 監視機関およびその職員の作為（不作為）につき、トルクメニスタンの法令に則って裁判所に異議を申し立てる。

6. 自由経済区の域内で活動する規制機関の支部は、トルクメニスタンの法令にしたがって、自由経済区の域内において税制、通関、外貨およびその他の分野の監視を行う。自由経済区入居者が税制、通関および外貨に関するトルクメニスタンの法令に顕著に違反し、以って特に大きな損失を国家に対して与えた事実が立証された場合、当該の自由経済区入居者は、自由経済区の域内におけるこの者の事業を停止することを求める委員会の申し立てに基づいてなされた法的効力ある裁判所の決定にしたがって、その自由経済区入居者としての地位をはく奪される。

7. トルクメニスタンの法令が定める権限の範囲内で国家監視および監督を行う国家機関には、以下が義務付けられる。

1) 自由経済区入居者に対して然るべき査察を実施する前に、当該の査察の実施につき、管轄機関との間で書面によって事前の合意を行う。

2) こうした査察の実施にあたっては、その過程で取得することになったあらゆる情報の機密を保持し、かつ契約当事者（委員会および自由経済区入居者）の諸関係に対する介入を行わない。

#### **第17<sup>1</sup>条 自由経済区におけるトルクメニスタン産業家企業家同盟の活動に関する特異事項**

自由経済区設置により実現されるべき目的のために、トルクメニスタン閣僚会議決定によって、トルクメニスタン産業家企業家同盟に、具体的な自由経済区の運営管理に従事する企業を設立する権限を与えることができる。具体的な自由経済区の域内にある国有の不動産については、特別な法制度の一環として、その経済的運用を行う権利またはその定常管理を行う権利を、その具体的な自由経済区の運営管理に従事する企業に与える。

本条に基づき、具体的な自由経済区の運営管理に従事する企業は、その組織的・法的形態の点では社会組織企業とする。当該企業は法人であり、委員会としての地位を有し、かつ自らに運営管理が委ねられた自由経済区の域内においては、本法第15条第2項第1号、第17号、第18号および第20号に掲げるものをのぞく委員会の権限を行使する。

2. 具体的な自由経済区の運営管理に従事する企業の統率は当該企業の長がこれを行う。この者の任免はトルクメニスタン産業家・企業家同盟が行う。

*(第17<sup>1</sup>条は2019年10月5日付トルクメニスタン法第182-VI号により追加)*

## **第IV部 契約**

### **第18条 契約の内容**

1. 契約に基づく主たる義務は、自由経済区入居者に対しては、申請した事業計画を自由経済区において然るべく実行することであり、委員会に対しては、自由経済区入居者に与えられている特別な法制度の不変性を契約の有効期間を通じて保証することである。

2. 契約では以下を定めるものとする。

1) 自由経済区入居者が所定の規模および期限の通りに自由経済区において設備投資を実施する義務を負うこと

2) 自由経済区に所在する土地が契約の有効期間を通じて賃貸借されること

3) 自由経済区入居者が、ビジネスプランに定める施策の実現に必要な建築、都市開発および技術の分野のソリューションを記載した設計文書一式を鑑査の実施のために委員会に提出する期限

4) 本法にしたがって契約の当事者間で合意したその他の規程および条件。

3. 契約には、このほか、自由経済区の域内にある土地の賃貸借、ならびに自由経済区の域内にあって委員会の管理のもとに置かれている国有財産の賃貸借が契約の有効期間を通じて行われることについても定める。

4. 自由経済区入居者は、契約に基づく自らの権利および義務を第三者に引き渡すことができない。

5. 自由経済区における設備投資とは、契約に基づく設計文書一式の範囲内で、不動産、設備、産業設備および技術設備の創出、購入または近代化のために行う支出のことをいう。

6. 契約には、自由経済区の廃止または運営停止ののちに残る財産の利用の条件および手順を記載するものとする。

#### **第19条 契約の締結に必要な文書、申請書の審理の手順**

1. 自由経済区入居者たる地位の取得を希望する者は、契約締結申請書を委員会に提出する。申請書には以下の情報を記載するものとする。

1) 申請人が予定する、自由経済区の機能タイプに適合する事業についての情報

2) 申請人が予定する事業に必要とされる土地および（または）国有財産の面積に関する情報

3) 予定する設備投資の規模に関する情報。契約締結の日から1年以内に行なわれる設備投資の規模を含む。

2. 申請人は契約締結申請書に以下の文書を添付する。

1) 申請人がトルクメニスタンの法人である場合 — 所定の手順による公証を受けたその設立文書の写しおよびトルクメニスタン法人国家登記簿の抄本

2) 申請人が外国の法人である場合 — 所定の手順にしたがって適法である旨が立証されているその設立文書の写しならびに支店および駐在事務所の設立に関する決定の写し

3) 法人たる申請人の代理人としての権限を立証する委任状または辞令

4) 申請人が自然人である場合 — 所定の手順による公証を受けた、当該申請人が個人事業主として国家登記されている旨の文書の写しおよびその者のパスポート（またはそれに替わるその他の文書）の写し

5) 自由経済区の域内で実施する予定の投資プロジェクトのビジネスプラン。

3. 本条第1項および第2項に掲げる文書は、委員会が受取証と引き換えにこれを受領する。委員会は、文書の受領日を示す印の入った引換証の写しを申請人に送付する（手交する）。

4. 委員会は、本条第1項および第2項に掲げる文書を受領した日から10暦日以内に、以下のうちのいずれかの決定を行い、これを申請人に送付する。

1) 本法第22条に掲げる期限を設定して契約を締結する旨の決定

2) 契約の締結を拒否する旨の決定。本法第20条第1項に基づく正当な拒否事由を付記する。

## 第20条 契約の締結の拒否

1. 契約の締結を拒否することができるのは以下の場合である。

1) 本法第19条第1項および第2項に掲げる文書が提出されなかった場合

2) 契約締結申請書に掲げる条件に合致する土地が自由経済区の域内に存在しなかった場合

3) 申請書の条件に合致しており、かつ第三者に占有権および（または）利用権が引き渡されていない国有の不動産が自由経済区の域内に存在しなかった場合

4) 申請人が予定する事業が、自由経済区の機能タイプおよび自由経済区の設置に関する決定によって自由経済区の域内における実施が定められている事業の種類に適合していなかった場合

5) ビジネスプランが契約締結申請書の条件もしくは書式、およびその評価基準に合致していなかった場合。

2. 契約の締結を拒否する旨の委員会の決定に対しては、管轄機関または裁判所に異議申し立てを行うことができる。

## 第21条 契約の締結の手順

1. 委員会は、申請人との間に契約を締結する旨の決定を下した日から10営業日以内に契約を作成し、申請人との間でこれを締結する。

2. 契約は両当事者がこれに署名を行った日をもってその効力を発する。

## 第22条 契約の有効期限

契約の締結は、自由経済区の廃止までの残りの期間を超えない期間を有効期限としてこれを行う。

## 第23条 設計文書一式の鑑査の実施手順

1. 自由経済区入居者は、契約の定める期限までに、ビジネスプランに定める施策の実現に必要な設計文書一式を、その鑑査および合意のために、委員会に提出する。

2. 委員会は、トルクメニスタンの法令にしたがい、自由経済区入居者の費用負担において設計文書一式の鑑査が実施されることを保障する。

3. 設計文書一式の鑑査は、建設および建築の分野を管轄する国家機関がこれを行い、設計文書一式に対する鑑査意見書の交付をもって完了する。

## 第24条 契約の効力の停止

1. 契約の効力の停止は以下の場合にこれを行う。

- 1) その締結時に設定した期限が満了した場合
- 2) 期限前の停止 — 本条第2項に定める事由がある場合
- 3) 契約のうちの土地の賃貸借に関する条項が停止された場合
- 4) 自由経済区入居者たる地位がはく奪された場合。

自由経済区が期限前に廃止された場合、自由経済区入居者には本法第35条の定める保証を提供する。

2. 契約の期限前の停止は以下の場合にこれを行うことができる。

- 1) 両当事者が合意した場合
- 2) 以下の事項に基づく法的効力を有する裁判所の決定がある場合
  - a) 当事者による契約の重要な条件への違反に鑑みて他方の当事者が行った申し立て、および著しい情勢の変化に鑑みて当事者が行った申し立て、ならびに本法が定めるその他の事由がある場合
  - b) 設計文書一式の専門鑑定によってこれを否定する意見書が出されたのち、この意見書の指摘事項および提案事項を勘案した当該文書の手直しが合理的と見なされる期限まで行われず、再鑑査



のために再提出されなかった場合にこれに鑑みて委員会が行った申し立てに基づく場合。この事由によって契約の期限前停止を行う際には、契約を履行するために自由経済区入居者が負担した費用は返還されない。

3. 契約の重要な条件への違反とは、以下の事項をいう。

- 1) 自由経済区入居者が、鑑査および合意を求めるため、契約の定める期限までに設計文書一式を委員会に提出しなかった場合
- 2) 自由経済区入居者が、契約の定める規模および期限の通りに設備投資を行わなかった場合
- 3) 自由経済区入居者が、契約の定める企業活動を実施しなかった場合
- 4) 契約の定める土地および（または）国家財産の賃貸借に関する要求事項への違反があった場合
- 5) トルクメニスタンの法令が定めるその他の場合。

## **第25条 契約の効力停止の効果**

1. 契約の効力の停止および（または）自由経済区の運営の停止が行われた場合、自由経済区入居者たる地位は失われる。
2. 自由経済区入居者たる地位を喪失した者は、本法第6条第2項にしたがって自由経済区の域内における企業活動を行うことができる。
3. 自由経済区の運営の停止および（または）契約の効力の期限前停止によるものである場合を含め、自由経済区入居者たる地位を喪失した者は、自由経済区の域内にあってその者に帰属する財産を、自らの判断により、トルクメニスタンの法令および自由経済区の設置に関する決定にしたがって処分することができる。
4. 契約の効力が停止された場合、自由経済区の域内にあって自由経済区入居者に帰属する財産は、トルクメニスタンの法令および契約の条件にしたがってこれを譲渡することができる。
5. 契約の効力の停止によって、契約のうちの、本法に基づいて締結された土地および国有財産の賃貸借に関する条項の部分の効力も停止される。

## **第V部 自由経済区における特別な法制度**

### **第26条 自由経済区における土地利用の条件**

1. 委員会は、トルクメニスタンの法令および自由経済区の設置に関する決定にしたがって、自由経済区の域内にある土地の処分を行う権限を有する。

2. 自由経済区の域内にある土地の賃貸借は、自由経済区入居者に対して、契約に定める以外の目的に当該の土地を利用する権利、およびこれを他の者に転貸借する権利を与えるものではない。

3. 自由経済区の域内にある土地の賃貸借は、これを買取る権利を自由経済区入居者に与えるものではない。

4. 自由経済区入居者に対して10年間の賃貸料徴収優遇措置を適用する。すなわち、契約締結の時点から3年間は土地賃貸料を免除し、これに続く7年間は、土地賃貸料としてトルクメニスタンの法令が定める料金の50%を徴収する。この期間の満了後は全額を徴収する。

5. トルクメニスタンおよび外国の投資家は、賃貸借契約に署名を行った当事者またはその権利継承者の間の相互の合意にしたがい、財産および財産権の転貸借、ならびにそれらの利用権の再譲渡を行うことができる。ただし、賃貸借した土地についてはこのかぎりではない。また、利用権については、投資家はこれを担保として利用することができる。

6. 契約の条件のうち、土地、建物、構築物およびその他の物件の賃貸借に関する条項の部分の変更は、トルクメニスタンの法令にしたがい、当事者間の相互の合意またはトルクメニスタンの裁判所の決定に基づいて、これを行うことができる。

## **第27条 自由経済区における価格形成の条件**

自由経済の域内においては、生産されるあらゆる商品（役務およびサービス）に対する価格形成を自由に行うことのできる制度を適用する。

## **第28条 自由経済区における特別な為替制度**

1. 自由経済区入居者は、トルクメニスタン通貨建ておよび外国通貨建ての口座の開設、トルクメニスタン通貨および外国通貨の自由な購入、ならびに自らの口座にある通貨の自由経済区の内外における制限のない（許可を要さない）利用を行うことができる。

2. 自由経済区においては特別な為替制度を適用する。この制度に基づいて、トルクメニスタン通貨および外国通貨の並行した流通、ならびにトルクメニスタン通貨の自由兌換通貨への交換が認められる。

3. 自由経済区における特別な為替制度の運用の手順は、トルクメニスタン閣僚会議がこれを定める。

## **第29条 自由経済区における税制**

優遇措置の適用を受ける場合を含めた自由経済区入居者を対象とする課税、ならびに自由経済区の域内で投資活動および事業活動を行うその他の者および委員会を対象とする課税については、税に関するトルクメニスタンの法令がこれを定める。

### 第30条 自由経済区における特別な通関制度

1. 自由経済区の域内に搬入する商品には、税関業務に関するトルクメニスタンの法令にしたがい、自由関税区（自由倉庫）通関制度を適用する。

2. 自由関税区（自由倉庫）とは、その内部において、関税を納付することなく、かつトルクメニスタンの法令の定める経済的な禁止事項および制限事項の適用を受けることなしに外国の商品を自由経済区内に搬入し、かつその域内において利用することができ、さらに、輸出に適用される通関制度に基づいてトルクメニスタンの商品を搬入し、かつこれを利用することのできる関税領域のことをいう。

3. 観光レクリエーション型自由経済区の域内においては、自由関税区（自由倉庫）通関制度の適用を行わない。

4. 自由関税区（自由倉庫）通関条件の対象認定を受けたのちに自由経済区の域内からトルクメニスタンの他の関税領域に向けて搬出される外国の商品およびトルクメニスタンの商品の通関手順は、外国の商品にトルクメニスタンの関税領域における自由な流通を許可する際の通関手順に対するものとして税関業務に関するトルクメニスタンの法令が定めている規則にしたがってこれを行う。

5. 自由関税区（自由倉庫）通関制度の対象認定を受けている外国の商品およびトルクメニスタンの商品を自由経済区の域内からトルクメニスタンの関税領域外に向けて搬出する際には、輸出関税の徴収は行われず。また、これらの商品は、トルクメニスタンの法令が定める経済的な禁止事項および制限事項の適用を受けない。

6. ある商品を自由関税区（自由倉庫）通関制度の対象に認定する手順、ならびに当該の通関制度の適用および完了の手順は、税関業務を管轄する国家機関がその策定および承認を行う。

7. 本条に掲げる通関制度に関する規定は、自由経済区を通過して中継輸送される商品には適用しない。

8. 商品、材料および設備の搬入および搬出ならびに役務（サービス）の履行に関する契約（コントラクト）、ならびに商品、材料および設備の売買に関する契約であって、自由経済区入居者が契約に基づいて行う事業の一環として締結されるものについては、委員会がそれらの登録を行う。その際、トルクメニスタン国営商品・原料取引所における登録は免除される。

### 第31条 自由経済区における保険条件

1. 自由経済区入居者の投資行為およびリスクへの付保は任意で行う。

2. 保険の保護はトルクメニスタンの法令にしたがって保障される。

### 第32条 自由経済区における労働関係

1. 自由経済区における就労にあたっては、地元の労働力を優先する。トルクメニスタンの他の地域に居住する者、外国市民および無国籍者を就労させることもできる。

2. 自由経済区における労働関係は、トルクメニスタンの労働法、労働契約および集団契約（協定）によって規制される。

3. 自由経済区入居者、ならびに自由経済区における就労を希望する外国市民および無国籍者は、トルクメニスタンにおける労働許可書の取得、ならびにある雇用者のもとで雇用されるトルクメニスタン国民および外国市民についてトルクメニスタンの法令の定めるその比率についての要求事項の対象とはならない。

### 第33条 自由経済区における滞在の特異事項

1. 自由経済区の外国人入居者、ならびに自由経済区の域内における就労を希望する外国市民および無国籍者の登録は、簡略化手順によってこれを行う。

2. 自由経済区の外国人入居者、ならびに自由経済区の域内における就労を希望する外国市民および無国籍者の簡略化登録手順は、トルクメニスタン国家移民管理局がこれを定める。

### 第34条 会計および報告

自由経済区の域内における会計、財務報告および統計報告は、トルクメニスタンの法令の定める手順したがって行う。

## 第VI章 自由経済区入居者に提供する保証

### 第35条 トルクメニスタンの法令改正に際しての保証

1. 自由経済区入居者に対しては、自由経済区の域内において投資活動および企業活動を運営するにあたっての条件の安定性を保証する。

トルクメニスタンは、自由経済区入居者の権利および合法的な利益が守られることを保証する。

2. 自由経済区の期限前廃止、または境界線の変更を含む特別な法制度の変更があった場合には、自由経済区入居者に対して、契約の期限が満了するまで、ただし10年間以内にかぎり、契約に定める条件のもとで自由経済区の域内において事業を継続する権利を保証する。当該の期限の算定は、自由経済区が廃止された日またはその特別な法制度が変更された日を初日としてこれを行う。

本項の規定は、税に関するトルクメニスタンの法令にも適用される。

3. 投資活動および外国投資に関するトルクメニスタンの法令が定める投資の権利および保護の

保証は、自由経済区において投資を行うすべての者に適用する。

国家は自由経済区の域外およびトルクメニスタンの国外に利益および投資を持ち出す権利をこれらの者に保証する。

4. 本条第2項および第3項の規程は、トルクメニスタンの法令改正が憲法体制の根幹の保護、国家の防衛能力および安全保障の確保を目的とするものである場合にかぎっては、これを適用しない。

5. 国家による自由経済区入居者の財産の国有化は許容されない。

6. 自由経済区においては、外資系企業と自由経済区で活動するその他の企業との間のあらゆる差別、ならびに外国投資の強制収用（国有化、徴発、没収）またはその他の同様の結果をもたらす措置は許容されない。

7. 投資家による債務弁済までの間の権利の一時停止の場合をのぞき、投資の対象となった資産の押収は許容されない。

### **第36条 紛争の解決**

自由経済区の設置または運営停止、ならびに自由経済区入居者による契約の条件への違反に関連した紛争、および本法が規制する諸関係から発生するその他の紛争は、トルクメニスタンの法令が定める手順にしたがってこれを解決する。

### **第37条 自由経済区に関するトルクメニスタンの法令への違反に対する責任**

自由経済区に関するトルクメニスタンの法令に反した国家機関および地方自治機関の職員、ならびに自由経済区入居者は、トルクメニスタンの法令が定める責任を負う。

## **第VII章 附則**

### **第38条 本法の施行**

1. 本法はその公示の日をもって施行される。

2. 本法に矛盾するトルクメニスタンの法規文書は、本法の施行の日から3カ月以内に本法に適合させるものとする。

3. 以下のものを失効したものと認定する。

1993年10月8日付トルメニスタン自由企業活動経済区法（トルクメニスタン最高会議公報、1993年、第9～10号、掲載番号90）

1994年9月23日付トルクメニスタン法「トルクメニスタンの若干の法令の変更および増補について」のうちのトルメニスタン自由企業活動経済区法の変更に関する部分（トルクメニスタン・メジリス公報、1994年、第3号、掲載番号24）

2007年10月1日付トルクメニスタン法「トルクメニスタンの若干の法令の変更および増補について」第II部（トルクメニスタン・メジリス公報、2007年、第4号、掲載番号68）

2009年4月18日付トルクメニスタン法「トルクメニスタンの若干法令の変更、増補および失効認定について」第XIV部（トルクメニスタン・メジリス公報、2009年、第2号、掲載番号33）

2012年3月31日付トルクメニスタン法「トルクメニスタンの若干の法令の変更および増補について」第I章第2部（トルクメニスタン・メジリス公報、2012年、第1号、掲載番号48）

2016年3月26日付トルクメニスタン法「トルクメニスタンの若干の法令の変更および増補について」第I章第4部（トルクメニスタン・メジリス公報、2016年、第1号、掲載番号71）

トルクメニスタン大統領  
グルバングルイ・ベルディムハメドフ

アシガバード市、2017年10月9日  
第620-V号